

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
 第十九条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第七十八条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第二十八号とし、同号の次に二号を加える改正規定の前に次のように加える。
 第十三条第二項第四号中、「別表第二第九号」を、「別表第二第十九号」に改める。
 第八十九号及び第九十号を次のように改める。
 第九十号及び第九十号 削除
 第九十六号のうち株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第五十五条の改正規定中、「第百三条第一項」の下に「中、超える」を、「第百三条の第二項」の下に「中、数の」を加え、同法附則第二百二十七条の改正規定を削る。
 (貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
 第二十条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
 附則第五十七号を次のように改める。
 第五十七号 削除

(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第二十一条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
 第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十六条第一項の改正規定を削る。
 (警察法の一部改正)
 第二十二条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
 第五十二条第二項中第二十四号を第二十五号とし、第八号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
 八 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関すること。

第十二条の二第一項中、「第五条第二項第二十三号」を、「第五条第二項第二十四号」に改める。
 第二十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
 第二十三条第二項中、「第七号」を、「第八号」に改める。
 第三十条第一項中、「第十三号まで、第十五号から第十八号まで及び第二十一号から第二十四号」を、「第十四号まで、第十六号から第十九号まで及び第二十二号から第二十五号」に改める。
 第三十三条第一項中、「第五条第二項第十六号及び第十七号」を、「第五条第二項第十七号及び第十八号」に改める。
 (金融庁設置法の一部改正)
 第二十三条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。
 第四条第二十三号の二を削る。
 第八条中、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)」を、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)」に改める。
 第二十条第一項中、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に改める。

(処分、手続等に関する経過措置)
 第二十四条 この法律の規定による廃止又は改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当する改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものを除き、この法律又はこの法律の規定による(罰則に関する経過措置)
 第二十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
 第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
 (検討)
 第二十七条 犯罪による収益の移転防止のための制度については、この法律の施行状況、犯罪による収益の移転防止に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

特別会計に関する法律をここに公布する。
 御 名 御 璽
 平成十九年三月三十一日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十三号
 特別会計に関する法律
 目次
 第一章 総則
 第一節 通則(第一条・第二条)
 第二節 予算(第三条・第七条)
 第三節 決算(第八条・第十条)
 第四節 余剰金等の預託(第十一条・第十二条)
 第五節 借入金等(第十三条・第十七条)
 第六節 繰越し(第十八条)
 第七節 財務情報の開示(第十九条・第二十条)
 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理
 第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計(第二十一条・第二十七条)
 第二節 地震再保険特別会計(第二十八条・第三十七条)
 第三節 国債整理基金特別会計(第二十八条・第四十九条)
 第四節 財政投融資特別会計(第五十条・第七十条)
 第五節 外国為替資金特別会計(第七十一条・第八十四条)
 第六節 エネルギー対策特別会計(第八十五条・第九十五条)
 第七節 労働保険特別会計(第九十六条・第一百七条)
 第八節 年金特別会計(第九十六条・第一百七条)
 第九節 食料安定供給特別会計(第二百二十四条・第三百三十七条)
 第十節 農業共済再保険特別会計(第二百三十八条・第四百九条)

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 菅 義偉
 財務大臣 長勢 甚遠
 厚生労働大臣 尾身 幸次
 農林水産大臣 柳澤 伯夫
 経済産業大臣 松岡 利勝
 国土交通大臣 甘利 明
 冬柴 鐵三